

令和2年9月議会

議案説明資料

議案第172号

令和2年度福岡市一般会計補正予算案（第5号） . . . 1頁

議案第181号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案 . . . 7頁

こども未来局

1. 歳入歳出予算補正

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円	千円
	3款 こども育成費 1項 こども育成費					
	1目 こども育成総務費	4,084,882	△ 53,800	4,031,082	-	-
18 ↳ 21	2目 こども育成支援費	121,228,567	29,708	121,258,275	438,441	△ 133,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
-	-	△ 53,800	<p>1.国際交流費の減額 △ 40,000 千円</p> <p>・アジア太平洋子ども会議補助金 NPO法人アジア太平洋子ども会議・イン福岡が行う 招へい事業等の中止による減</p> <p>2.その他の経費の減額 △ 13,800 千円</p> <p>・ミニふくおか 「ミニふくおか」開催中止による減</p>
△ 59,256	246,185	△ 216,477	<p>1.教育・保育経費の追加 224,614 千円</p> <p>その他の経費</p> <p>・感染症予防対策支援事業 保育所等へのマスクや消毒液購入等の感染症対策 に係る助成費の追加</p> <p>〔 関連歳入 224,614 千円 〕 (20)県支出金 子ども育成支援費補助金</p> <p>2.留守家庭子ども会育成費 - 千円</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う留守家庭こども会利用料の減、及び、学校休業による終日開設等 に伴う国県支出金の増</p> <p>〔 関連歳入 △ 59,256 千円 〕 (17)分担金及び負担金 子ども育成支援費負担金</p> <p>(19)国庫支出金 139,369 千円 子ども育成支援費補助金</p> <p>(20)県支出金 63,958 千円 子ども育成支援費補助金</p>

予算案 説明書 ページ	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額	
					特 定	
					国県支出金	地方債
18 5 21	2目 こども育成支援費 (前頁の続き)					
	4目 母子保健費	3,031,957	148,500	3,180,457	148,500	-
	その他の科目 (本補正外)	607,502	-	607,502	-	-
	計	128,952,908	124,408	129,077,316	586,941	△ 133,000

の 財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
			<p>3.施設経費の減額 △ 205,406 千円</p> <p>・青少年施設管理経費 海の中道青少年海の家, 背振少年自然の家の改修工事見直し等による減</p> <p>(関連歳入 (26)市債 △ 133,000 千円 社会教育施設整備債)</p> <p>4.その他の事業の追加 10,500 千円</p> <p>・病児・病後児デイケア事業 マスクや消毒液購入等の感染症対策に係る費用を助成</p> <p>(関連歳入 (20)県支出金 10,500 千円 こども育成支援費補助金)</p>
-	148,500	-	<p>母子保健費の追加</p> <p>ア 健康診査事業費 144,000 千円</p> <p>・妊婦へのPCR検査 不安を抱える妊婦に対し, 分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を助成</p> <p>イ 母子保健事業費 4,500 千円</p> <p>・産後サポート事業 産後ケア施設に対するマスクや消毒液購入等の感染症対策に係る費用を助成</p> <p>(関連歳入 (19)国庫支出金 144,000 千円 母子保健費補助金 (20)県支出金 4,500 千円 母子保健費補助金)</p>
-	-	-	
△ 59,256	394,685	△ 270,277	

感染症予防対策支援事業について

1 概要

新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、事業を継続的に提供していくため、県補助を活用し、感染症対策に必要な備品購入にかかる経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な消毒作業に係る経費等を助成するもの。

2 対象施設

- (1) 保育所，幼保連携型認定こども園，地域型保育事業所，認可外保育施設
(企業主導型保育施設を含む。)
- (2) 病児・病後児デイケア施設
- (3) 産後ケア施設

3 対象経費

- ・新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となるマスク，消毒用エタノール，体温計，空気清浄機，液体石鹸，うがい薬等の購入経費等
- ・職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要となる超過勤務手当等

4 補助基準額

1 施設 50 万円以内

5 スケジュール

令和2年9月議会議決後速やかに実施予定

妊婦へのPCR検査について

1 概要

不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR検査を受けるための費用について助成するもの。

2 対象者

発熱等の感染を疑う症状がなく、分娩予定日が概ね2週間以内の妊婦

3 助成金額・実施方法など

- ・ 一人1回限り 上限2万円
- ・ 実施方法、助成方法の詳細については、今後、関係機関と協議

4 スケジュール

令和2年9月議会議決後速やかに実施予定

議案第 181 号

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例案

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅訪問型保育事業者が提供する保育について、所要の改正を行う等の必要があるによる。

2 改正内容

- (1) 居宅訪問型保育を提供する必要性を判断するにあたって考慮する事項を明確化するもの。(第 38 条第 4 号関係)

- (2) その他、必要な規定の整備を行う。
(第 24 条第 2 項第 2 号関係, 第 38 条第 4 号関係)

3 施行期日

公布の日より施行する。

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例
新旧対照表

※下線部分が改正部分

現行	改正後
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第23条（略） （職員）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 家庭的保育者は、法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者のうち、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>法第34条の20第1項第4号</u>に該当しない者</p> <p>3 （略）</p> <p>第25条～第37条（略） （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業を行う者（以下この章において「居宅訪問型保育事業者」という。）は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）</u>の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) （略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第23条（略） （職員）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 家庭的保育者は、法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者のうち、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>法第34条の20第1項第3号</u>に該当しない者</p> <p>3 （略）</p> <p>第25条～第37条（略） （居宅訪問型保育事業）</p> <p>第38条 居宅訪問型保育事業を行う者（以下この章において「居宅訪問型保育事業者」という。）は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）</u>の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は<u>保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) （略）</p>